

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和8年3月18日 開会時間・午前・午後2時10分 閉会時間・午前・午後3時35分
出席者	豊島 保夫 近藤 伸二 藤川 貴雄 原 一郎 南谷 清司 佐藤 健	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆 野口 佳宏 後藤 徹 河崎 周平	
説明のために出席した者	野口議員 國枝副市長 鷲野副市長 森教育長 入江消防長 不破教育委員会事務局長 加藤生活環境部長 吉村市長室長 園部市民部長 豊田会計管理者 堀産業振興部長 伊藤市民協 働部長 三輪健福祉部長 熊崎子育て・健幸担当部長 藤井 建設部長 田中企画部長 高橋総務部長 伊藤市長室次長 岩 田職員課長 田島職員課長補佐 渡邊総合政策課長 永田総合 政策課長補佐 上野総合政策課政策調整補佐 伊藤管財課長 太田総務部長 上坂土木監理課長 福田総務課長補佐 牧野福 祉課長 伊藤高齢福祉課長 林財務課長 大杉財務課長補佐 柴田スポーツ推進課長 渡辺監査事務局課長 安田農政課長 酒井土地改良課長 高田子育て・健幸課長 大下スポーツ推進 課主幹 亀山南部学校給食センター所長 稲葉教育政策課施設 担当課長 小池生活環境課長 大野市民課長 田中会計課長 小川教育政策課長 今井田消防総務課長 三輪救急指令課長 杉山予防課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 議第12号 羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について 議第13号 羽島市情報公開条例の一部を改正する条例について 議第14号 羽島市行政手続条例の一部を改正する条例について 議第15号 羽島市職員定数条例の一部を改正する条例について 議第16号 羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について	

議第 17 号	羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第 18 号	羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議第 19 号	羽島市基金条例の一部を改正する条例について
議第 23 号	羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第 24 号	羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第 25 号	指定金融機関の指定について
議第 30 号	令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 1 2 号）
発議第 1 号	羽島市スポーツの推進によるまちづくり条例について
2	その他

【委員会開会＝午後 2 時 10 分】

豊島委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。委員におかれましては、極力一問一答で質疑をお願いいたします。執行部におかれましては、発言をする前に挙手し、マイクを使用して職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いをいたします。

それでは最初に、「議第 30 号 令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 12 号）」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

〔発言する者なし〕

豊島委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

〔発言する者なし〕

豊島委員長

討論を終わります。採決を行います。議第 30 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島委員長

ご異議なしと認め、議第 30 号は原案のとおり可決することに決しました。ここで関係者以外の方は退席していただいて結構です。

〔執行部関係部署以外退席〕

豊島委員長

次に、議第 12 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

〔発言する者なし〕

豊島委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 12 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 13 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>議案書 23 ページになります。まず、論点は情報公開条例改正の趣旨の関係になります。今回提案理由としては、公文書の公開請求において、公文書に第三者に関する情報が記録されている際の公開手続きの詳細等を定めるため、羽島市情報公開条例の一部を改正するものであるとのことですが、この提案に至る議論の経緯、そして経過を伺います。</p>
総務課長	<p>条例の改正の提案に至る経緯等につきましては、近年の情報公開制度における公開結果に対する審査請求等の件数の増加を受け、より適切な制度運用を図るため、情報公開審査会から審議報告書の中でいただいた付言や、国の法律、他市の条例等の規定等を参考に改正を行うものでございます。</p>
佐藤委員	<p>それでは、次の論点に入ります。答申における審査会指摘事項の対応について、従前の私の審査請求で改正の検討をすべきであった部分について、その後の状況をお伝えください。また、今回の改正に含まなかった場合はその理由をお伝えください。お願いいたします。</p>
総務課長	<p>議員からの審査請求により、情報公開審査会から条例改正等の立法的解決の検討をした方が良いと付言をいただいた、改正前の条例第 9 条第 1 項の規定に、公開に関して実施機関の裁量が認められるかどうかの部分につきましては、今回の条例改正にて、第 9 条第 1 項及び第 10 条の 2 の改正部分で改正しております。</p>
佐藤委員	<p>ありがとうございます。続きまして、次の論点に入ります。現在の第 7 条第 5 項で、必要に応じて聴くことの関係</p>

総務課長	<p>についてお尋ねをいたします。現在の条例では必要に応じて第三者の意見を聴取ができます。これによって実際に聴いた事例があるのでしょうか。また、必要性の判断はどのような基準によって判断をしてきたのかをお尋ねしたいと思います。聴く方法はどのような方法で対応していたのかも合わせてお伝えください。よろしく願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>現条例における第三者意見聴取につきましては、事例がございます。判断につきましては、情報公開条例施行規則の規定により、第三者に係る情報が非公開とすることが明らかな情報または公開することが明らかな情報以外の情報を含む場合に実施できるものとしております。また、意見聴取の方法につきましては、同規則の規定に基づき、公文書公開第三者情報意見照会書により依頼し、同回答書により回答を得ております。</p>
総務課長	<p>では、次の論点に入ります。改正後の第7条第5項の意見書と障害者対応の関係についてになります。意見書ということは、第三者が意見を口頭で伝える方法はできなくなるように思われますが、そのような理解でよろしいでしょうか。意見書でなければいけないものとしますと、書く能力が必要になります。身体障害者などの場合に書面を出すということが困難な場合もあるかと思いますが、意見をこれまでのようには伝えられなくなるのかお尋ねをいたします。</p>
佐藤委員	<p>先ほど申し上げましたとおり、現条例の運用におきましても、第三者意見聴取については、規則で様式等を定め書面で実施することとしております。このことにつきましては、今回の条例改正前後で同様の運用を予定しております。書く能力のない方への対応につきましては、直筆であることは要件ではありませんので、様式の電子データを提供し、メール等でご提出いただくこと等を想定しております。</p>
佐藤委員	<p>続いて、改正後の第7条第6項の裁量的開示における意見書提出機会付与において、「第三者の所在不明」の解釈についての論点に入ります。第三者の所在が判明しない場合の解釈について具体例を伺います。例えばメールアドレスのみが分かっている、電話番号でかけても番号がなくなっており、住所に書面を送付しても宛先が不明で戻ってくる場合は所在不明となるのか、お尋ねをいたします。</p>

総務課長	<p>一般的に所在とは、存在している場所やありかを指す言葉で、メールアドレスのみが分かる場合に所在が判明していると認定することに疑義が発生することとなります。実務的には、判明しているメールアドレスから当該第三者に連絡を取り、書類の送付先として所在を明らかにした上で、意見書提出機会の付与を実施するものと考えております。</p>
佐藤委員	<p>最後の論点に入ります。第 13 条第 6 項の改正についてになります。諮問があった日から 60 日以内に報告するという従前の規定は、スピーディに事案を解決するという行政不服審査法の目的からすれば大いに意味があったものと思いますが、なぜそれを努力義務化するのか、お尋ねをいたします。</p>
総務課長	<p>審査会の報告期間を努力義務に改正することにつきましては、事案によっては複数回審議の必要があることや、審議内容によっては口頭意見陳述の実施等、審査請求人等を含めて審査会開催日を調整する必要がある中で、審査会の審査請求における審査の報告を 60 日以内に義務付ける規定は運用が困難になる場合が想定されるため、努力義務に改正するものです。このことにつきましては、県内の他自治体においても審査会の報告期間を義務として規定している団体はないことや、同様の審査会委員で審議を行う個人情報保護法による個人情報保護審査会の報告には報告期間の義務的な規定はないことも踏まえて努力義務に改正するものです。</p>
藤川委員	<p>議案書 26 ページ、第 10 条の 2 において、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公開することが公益上特に必要であると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができるとあります。ここでいう公益上特に必要であると認めるときというのはどのようなときで、またそれを認めるのは誰となりますか。実際に当てはまるケースが発生した場合、どのような流れで公文書が公開されることとなりますか、お聞かせください。</p>
総務課長	<p>公益上の理由による裁量的公開につきましては、個々の事例により都度判断することとなりますので、具体的な事例については申し上げられませんが、他自治体等の運用を</p>

	<p>参考に、実施機関の高度な行政判断により、公にすることに、保護すべき利益を上回る公益上の必要が認められる場合を想定し、通常の法益保護の観点よりもより広い社会的、公共的な利益を保護する必要がある場合について適用を見込んでおります。また、裁量的公開の適用の判断は実施機関が行うこととなります。公開までの流れにつきましては、裁量的公開を行おうとする公文書に第三者に関する情報が記録されている場合は、改正条例第7条第6項の規定により当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務づけ、さらに回答を得た意見書に反した公開決定を行う際は、同条第7項の規定により公開決定の日と公開を実施する日の間に少なくとも2週間置くことで、裁量的公開により影響を受ける第三者の権利利益の保護に努めるものでございます。</p>
豊島委員長	<p>質疑のある委員はありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第13号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第13号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第14号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
藤川委員	<p>議案書31ページ、条例の施行日が令和8年5月21日となっていますが、その理由についてご説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>理由につきましては、条例改正の根拠となる改正法、行政手続法になりますが、こちらの施行日が令和8年5月21日であるためでございます。</p>

豊島委員長	<p>質疑のある委員はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>それでは質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 14 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 14 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 15 号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
原委員	<p>まずは定年引上げに伴う高齢期職員の現在の数についてお聞かせください。</p>
消防総務課長	<p>管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年者が 3 名、再任用職員が 1 名です。</p>
原委員	<p>次に、消防における定年引上げと、管理監督職勤務上限年齢制による効果についてお聞かせください。</p>
消防総務課長	<p>消防における定年引上げにつきましては、少子高齢化や若年層の志願者減少の影響で職員の確保が課題となっている中、経験豊富なベテラン職員の知識や技能を活かしながらも、若手職員に役職を割り当てる機会を増やし、組織に新しい視点やエネルギーを取り入れることができ、組織が活性化すると考えられております。</p>
豊島委員長	<p>質疑のある方はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 15 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 15 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 16 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>質問の 1 点目、条例制定の目的と既存指針との関係についてお尋ねをいたします。本条例と既存の羽島市職員のハラスメント防止に関する指針との相違点を具体的にご説明をお願いいたします。特に条例化することによって新たに生ずる法的な効果、つまり義務、権利、そして制裁は何でしょうか。</p>
職員課長	<p>本条例は、指針と異なり法的拘束力を持ち、具体的にはハラスメント行為に対する公表規定を明文化しています。</p>
佐藤委員	<p>続きまして、労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法ですが、こちらは地方公務員に対し適用される一方で、議員には直接適用されないとされます。本条例はこの法的な空白を補完するものであるとの理解でよろしいのでしょうか。</p>
職員課長	<p>パワハラ防止法との関係では、法的空白を補完するものとも考えられますが、議員個人に直接の拘束力を課すものではなく、議員活動における議員（後刻、「議員」ではなく「職員」との訂正有）へのハラスメント防止と対応の仕組みを定めるものです。</p>
佐藤委員	<p>条例化により、指針改正と異なり議会の議決が必要となります。議会側の条例も提出される可能性があります。その条例との関係で条例内容の見直しが必要となった場合、例えば新たなハラスメント類型を追加するなどの場合に、どのような手続きを想定しておりますか。</p>
職員課長	<p>条例の見直しが必要な場合は議会の議決による改正手続を行い、定義の変更等については議会と調整しながら進め</p>

佐藤委員	<p>ます。</p> <p>続きますして、質問の2つ目の項目に入っていきます。ハラスメントの定義と適用範囲についてになります。パワーハラスメントの定義として優越的な関係を背景とした言動が一般的であるようですが、議員と職員の関係においていかなる状況が優越的な関係に当たるか、具体的な判断基準はありますか。とりわけ、一般市民としての議員の行為と、議員権限を背景とした行為の区別をどのように条文化していますか。</p>
職員課長	<p>優越的な関係について明確な判断基準はありませんが、議員の地位や権限、社会的影響力を背景に、職員がその言動に従わざるを得ない状況などが該当すると考えられます。なお、議員が一般市民として行動する場合は、通常この関係には当たらないものと考えます。</p>
佐藤委員	<p>ハラスメントが認定される場所・状況はどのように定義されていますか。執務室内に限るのか、庁外、懇親会、SNS上、勤務時間外の言動も同様の取り扱いとなるか。</p>
職員課長	<p>ハラスメントが認定される場所や状況について、条例上の具体的な定義はありませんが、庁内に限らず、懇親会やSNS、勤務時間外の言動も含めて判断されることとなります。</p>
佐藤委員	<p>では3つ目の質問に入ってまいります。相談窓口の独立性、実効性についてになります。執行部側の相談窓口として職員課または相当な部署が想定されると思われませんが、相談内容が市長等の特別職によるハラスメントである場合、同窓口が上司への忤度なく独立して対応できる担保はありますか。</p>
職員課長	<p>相談窓口の独立性に関しましては、本条例では、第14条においてプライバシーの保護及び秘密の保持について、第15条において不利益取扱いの禁止を規定しており、相談者の権利を守りながら、正当かつ公正な手続きを実行する仕組みを整備しています。</p>
佐藤委員	<p>弁護士を選ぶといったところもご回答いただけるかと思っておりましたので、その点だけお尋ねしてもいいですか。</p>

職員課長	<p>弁護士によるハラスメント審査会については、公平性の確保のため検討しております。それに加えて、条例の条文中のプライバシー保護及び不利益取扱いの禁止についてもご説明させていただきました。</p>
佐藤委員	<p>続きまして、第三者相談窓口の独立性の質問に入ります。第三者相談窓口の担当者はどのような資格、立場の方でしょうか。今弁護士の話も出ましたが、こちらの弁護士は市と利害関係を有するものなのでしょうか。選任方法、資格要件を明示していただきたいと思えます。</p>
職員課長	<p>市の第三者機関であります審査会につきましては、弁護士3人で構成する予定をしております。選任に当たりましては県弁護士会に推薦を依頼することで公平性を確保しているものでございます。</p>
佐藤委員	<p>続きまして不利益取扱いについての関係になります。相談申し出を行ったことによる不利益取扱いを禁止する規定がございますか。その違反に対する具体的な制裁、特に懲戒事由として制裁するなどに関してどのように条文化されておりますか。</p>
職員課長	<p>不利益取扱いにつきましては本条例第15条で禁止を明記しております。条例に直接の制裁規定はありませんが、公務員の服務規程や懲戒処分により対応可能であり、違反者には適切な処分が行われるものでございます。</p>
佐藤委員	<p>続いて相談の秘密保持の関係になります。こちらは誰がいか秘密保持を担保するのでしょうか。そして守秘義務違反に対する制裁規定はあるのでしょうか。</p>
職員課長	<p>守秘義務違反につきましても、不利益取扱いと同様に通常の公務員規定に基づき対応いたします。</p>
佐藤委員	<p>続きまして4つ目の質問、調査期間の設計と認定プロセスの関係に入っていきます。ハラスメント審議委員会の構成員はどなたになるのでしょうか。市長等の特別職が加害者である場合と議員が加害者である場合、一般職が加害者である場合とで委員構成は異なるのでしょうか。津島市では被害者または行為者が市長等の場合は規則に定める3人</p>

職員課長	<p>以上の有識者と定める一方で、職員の場合は規則に定める職員としています。</p> <p>ハラスメント審議委員会につきましては、人事担当職員2名、市長が指名する職員3名、職員団体推薦職員2名の計7名で構成し、加害者によって構成が変わることはございません。</p>
佐藤委員	<p>続きまして、第三者機関による調査が行われる要件と手続きをどのように定めているかということをお尋ねします。また、加害者とされる当事者から不服申立てがなされた場合、第三者調査を請求する権利はあるのでしょうか。</p>
職員課長	<p>第三者機関であるハラスメント審査会につきましては、市長の諮問により設置され、職員による事案で特に処理が困難な場合にも設置可能となっております。事案が発生した場合にはハラスメント審査会において対応を行うこととなります。</p>
佐藤委員	<p>続いて、ハラスメントの認定に必要な証拠収集はどのように行われるか伺います。また、参考人の出頭や書類提出を強制する権限はございますか。特に強制権限がない場合、当事者が協力を拒んだ場合の対処はどうなるのでしょうか。</p>
職員課長	<p>調査方法等につきまして本条例による具体的な定めはありませんが、その詳細につきましては必要に応じて指針等での規定を検討しております。</p>
佐藤委員	<p>続いて、調査開始から認定結果の通知まで標準的な期間はどの程度と想定されておりますか。また期限を設けない場合、申出の地位が長期間不安定となりますがその対応はどうされますか。</p>
職員課長	<p>調査期間に関しまして明確な期限は設けておりませんが、速やかな対応に努めるとともに必要に応じて配置調整や相談支援を行い、被害者保護と職場環境の安定を図ってまいります。</p>
佐藤委員	<p>続いて5つ目の質問で、認定後の措置、処分と公表についての質問に入ります。ハラスメントが認定された場合、</p>

職員課長	<p>市長等特別職に対しては誰が処分権限を持つのでしょうか。市長が加害者である場合の処分権者はどのようになりますか。</p>
佐藤委員	<p>市長や副市長などの特別職につきましては地方公務員法上の懲戒処分の対象外となっております。一般職と同様の処分制度については設けられておりません。</p>
職員課長	<p>続いて、ハラスメント認定の公表に関する具体的な基準、手続きはどのように定めておられるのでしょうか。本条例では公表の要件、方法、タイミングを具体的に決めているのでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>ハラスメントがあった場合につきましては本条例第 13 条に基づき氏名や事案内容、措置対応の公表が可能であり、方法等については必要に応じ別途定めてまいります。</p>
職員課長	<p>続いて市長が加害者として認定された場合に、その場合に取り得る実効的な措置は本条例に盛り込まれておりますか。</p>
佐藤委員	<p>先ほど回答しましたが、ハラスメントがあった場合につきましてはその事案等の公表が条例上可能でありまして、その詳細については別途定めてまいります。</p>
職員課長	<p>ハラスメントの認定された方からの不服申立ての関係で、公平委員会への申立て制度、職員の方が懲戒処分を受けた場合に申立てできるという制度がありますけれども、こういった既存制度との整合性についてどのように担保しているのでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>認定自体への独立した不服申立て制度はありませんが、一般職員につきましては懲戒処分等に対し法に基づく不服申立てが可能となっております。</p>
職員課長	<p>続いて認定後の再発防止措置の関係の質問に入ります。先ほど申立て側の話として配置転換などの話も出ていたかと思えますけれども、再発防止措置としての配置転換の検討、謝罪、関係改善の援助、メンタルケアなどの関係でどのような措置が義務化されているのでしょうか。措置を怠った場合の担保はあるのでしょうか。</p>

職員課長	<p>再発防止につきましては配置転換や関係改善支援、相談、メンタルケアなどを事案に応じて柔軟に実施し、被害者保護と職場環境の改善を図ります。なお、措置に対しての直接の罰則はございませんが、条例の定めにより任命権者の責任や議会の監視のもと、適切な対応が求められるものだと考えます。</p>
佐藤委員	<p>続いて6つ目の質問項目に入ります。研修と啓発の実効性についてになります。市長、副市長、教育長の特別職に対する研修は義務化されていますか。義務化されていない場合、参加率の低い市長等の特別職への対応はどのようにするのでしょうか。</p>
職員課長	<p>特別職に対するハラスメント防止に関する研修につきましては、現時点では条例上受講を義務づけるものとはしておりませんが、ハラスメントの未然防止と適切な認識の共有は重要であることから、特別職に対しても必要な情報提供を行うなど適切な対応が図られるよう取り組んでまいります。</p>
佐藤委員	<p>続いて研修の内容、頻度、実施主体についてどのように定めておられますか。また新人議員、新人職員に対する研修を就任直後に実施する体制はございますか。</p>
職員課長	<p>ハラスメント防止に関する研修の内容や頻度、実施主体につきましては具体的な定めはありませんが、現状におきましても意識向上と未然防止の観点から研修を実施いたしております。また、新人議員や新人職員に対する就任直後の研修につきましても、制度としては定めておりませんが、理解促進は重要であることから今後効果的な実施について検討してまいります。</p>
佐藤委員	<p>続いて、研修の実施状況や参加の状況について議会に報告がされるのかお尋ねをいたします。報告がない場合に実態把握をする方法はございますか。</p>
職員課長	<p>ハラスメント防止に関する研修の実施状況や参加状況につきまして、現時点で議会への定期的な報告を行うことは想定しておりません。なお、研修の実施や参加につきましては庁内において適宜把握しておりまして、必要に応じて</p>

	内容の見直しや今後の取り組みの参考としているところでございます。
佐藤委員	<p>続いて7つ目の質問項目に入っていきます。運用検証と条例の継続的な改善の関係になります。まず条例の運用状況、つまり相談件数、認定件数、措置件数を議会に定期的に報告する義務はございますか。また個人情報保護に配慮した上でどのような形式で公表をするのでしょうか。</p>
職員課長	<p>条例の運用状況について、相談件数や認定件数を議会へ定期報告する義務は設けておりません。また公表に関する特段の定めはありませんが、公表を行う場合には個人情報保護やプライバシーに配慮し、適切な情報管理のもと対応してまいります。</p>
佐藤委員	<p>続いて次の質問に入っていきます。全国各地でハラスメントを行う首長が相次いで問題となっている昨今でございます。今回条例を制定することによって、市長自身がパワハラを行わないという政治的な意思を示すものであると理解をしてよろしいのでしょうか。形だけの条例にならないための具体的なコミットメントを示していただきたいと思っております。</p>
職員課長	<p>今回の条例につきましては、市長のみならず全ての職員がハラスメントを行わないとの意思を明確に示すとともに、組織全体での防止に取り組む姿勢を示すものでございます。条例が形骸化することのないよう、市長はじめ副市長、教育長を含む特別職、すべての職員が率先してハラスメント防止に取り組むことを基本方針とし、研修の受講や相談体制の活用、職場環境の改善など具体的な行動を通じて職場全体で風土の醸成を進めてまいります。</p>
佐藤委員	<p>相談窓口の委託費用、委員会の運営費用等条例の実施に必要な予算措置はどのように確保されておりますか。年間の想定経費とその財源をお示してください。</p>
職員課長	<p>本条例の予算措置としましては、令和8年度当初予算において審査会の委員報酬等として一般財源で年間約6万3,000円を予算化しております。</p>
南谷清司委員	<p>お願いします。6項目ほどお尋ねをします。まず第18</p>

職員課長	<p>条に、条例で定められているもの以外は規則で定めるとありますが、条例施行日と同時に規則も施行となるのかということと、またこの規則の内容は実際には非常に大きな意味を持つのですが、市民への公表はいつ頃を予定していらっしゃるのでしょうか。</p> <p>規則の施行日につきましては、条例の施行日と同日の令和8年4月1日施行を予定しております。公表の時期につきましては、条例の公布後速やかに公表できるよう準備を進めています。</p>
南谷清司委員	<p>次に第2条第2号で職員のこととは書いてあるのですが、この職員というのは、選挙管理委員会や公平委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会など色々な行政委員会がありますが、学校の先生も含めて職員というのはこれら全員を含むのでしょうか。また、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員も含んでいるということなのでしょうか。</p>
職員課長	<p>本条例案では対象となる職員を、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するものと規定しております。具体的には本市の機関である市長部局や教育委員会、農業委員会といった各種機関で勤務する一般職の行政職員や会計年度任用職員全てを含むものでございます。</p>
南谷清司委員	<p>行政職員と言われましたが、教育職員、学校の先生も入るのですよね。</p>
職員課長	<p>地方公務員法第3条第2項に規定する職員に入りますので、その職員も該当するものと認識しております。</p>
南谷清司委員	<p>同じく言葉の定義ですが、第2条第5号で相手方という表現があります。これはハラスメントを受けた被害者という相手方だと想像できるのですが、この範囲というのは明確ではありません。職員や議員以外の一般市民や事業者も入っているのか入っていないのか、ご説明をお願いします。</p>
職員課長	<p>本条例につきましては、市長等及び職員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的としております。</p>

南谷清司委員	<p>ここでは職場内の職員に関係して発生するハラスメントを対象としておりまして、この対象に一般市民や事業者は含んでおりません。</p> <p>同じく第8条でハラスメント相談員が定義されていますが、市長が職員から任命するということになっております。どのような職の職員を充てるのでしょうか。また、市全体で何人ぐらいを想定しているのかということ。そして、学校の先生を含む職員全員へ全ての相談員の職名が通知されるのか。この趣旨は、学校の先生は教育委員会以外の市長部局の相談員に申し出ることが可能かどうかという背景があるのですが、その点についてよろしくお願いします。</p>
職員課長	<p>相談員の選任につきましては、職員の誰もが相談しやすいよう様々な部局から選任するとともに、職員団体が推薦する職員も想定しております。また選任に当たりましては性別に偏りが無いよう配慮し、公平で信頼性の高い体制を目指しております。相談員につきましては9人を想定しております。内訳としましては、人事所管課の職員その他市長事務部局の職員が4人、教育委員会、消防本部及び企業会計の職員が3人、職員団体が推薦する職員が2人の想定となっております。相談員の周知につきましては、市の電子掲示板へ相談員の所属、氏名等の一覧を掲示するなどの方法を検討しております。</p>
南谷清司委員	<p>その次ですが、第16条で事業者という表現が出てきます。市が行う事業に関係する事業者等から必要な協力を求められた場合には、この条例に準じた措置を行うよう努めると書いてあります。この事業者のことですが、事業者への通知や、事業者からの職員のハラスメントに対する協力の申出など、どのように解釈をすればいいのかを教えてください。</p>
職員課長	<p>条例につきましては市ホームページ等にて周知、案内をしていく予定をしております。事業者からの協力依頼があった場合への対応といたしましては、一般的には派遣や業務委託を実施している所管課の職員を通じ、ハラスメントを受けたとされる者に対しその事案ごとに相談員等を案内する方法を想定しております。</p>
南谷清司委員	<p>ここでいう事業者というのは、派遣あるいは市役所の中</p>

職員課長	<p>で清掃などを委託している事業者のことを指していて、一般的に市と契約をしている事業者ではないということでしょうか。</p> <p>事業者等の要請に関する措置として、派遣労働者を雇用する事業者、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者、その他の市が行う事業に関する事業者ということで対象を定めておりますので、こちらの事業者が対象になるものでございます。</p>
南谷清司委員	<p>最後になります。第 13 条に市長等によるハラスメントに関する公表については定められておりますが、職員によるハラスメントについては公表について全く書いてありません。これは一切公表しないということなのか、それともハラスメントによっては自死などの重大事案も起きる可能性があるため、公表すべき場合も当然あると思うのですが、その辺りのお考えはいかがでしょうか。</p>
職員課長	<p>職員が重大なハラスメントを行った場合につきましては、懲戒処分等の措置が講じられることとなります。懲戒処分等を行った際には、重大案件については公表基準に従って所属名、職名、年齢、処分の内容、処分の時期、処分の事由などについて公表することとなっております。</p>
豊島委員長	<p>質疑のある委員はありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 16 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 16 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 17 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>

南谷清司委員	<p>議第 17 号、羽島市職員の給与に関する条例の改正条例についてです。この改正条例の提案理由をお聞きしていると、令和 7 年 8 月の人事院勧告に従って職員の期末手当を改正するということがメインのことのようですが、この改正条例の議員報酬への影響というのはどのようになるのか、根拠法令も含めてご説明をお願いします。</p>
職員課長	<p>議員報酬の額につきましては、羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 2 条の規定により定められています。今回の改正は期末手当の率を改正するものであり、議員報酬への影響はありません。市議会議員の期末手当については、同条例第 5 条第 2 項に基づき、議員報酬額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例第 5 条に規定する率を乗じて得た額としております。</p>
南谷清司委員	<p>ということは、この改正条例によって議員に支給される期末手当が人事院勧告に従って改正されるという理解でよろしいですか。</p>
職員課長	<p>市議会議員の期末手当につきましては、地方自治法第 203 条の規定により条例で支給することができることとされており、その具体的な額や支給方法については各自治体が条例で定めなければならないこととされています。本市におきましては、まず市長、副市長などの常勤の特別職の期末手当の率につきまして、国の給与改定の基準となる人事院勧告の内容を踏まえ、一般職職員の期末、勤勉手当の率と同等となるよう設定しているところでございます。その上で、市議会議員の期末手当の率につきましては、本市の特別職全体の給与水準との均衡を図る観点から、常勤の特別職の期末手当の率に準じて同様の率を設定しているものでございます。従いまして、本市における議員の期末手当の率につきましては直接的に法律で定められているものではなく、地方自治法の規定を根拠として条例で定める中で、国の給与動向や本市の特別職全体の給与水準との均衡を踏まえて設定しているものでございます。</p>
南谷清司委員	<p>重要なことですので再度確認をさせていただきたいのですが、地方自治法の議員への期末手当の支給の規定は義務規定ではなくできる規定ですので、あくまで地方議会が自</p>

職員課長	<p>らの権限と責任で支給を決定するものだと思います。今回の改正条例を見るに、先日行われた議員定数・報酬等検討特別委員会の審議では、議員報酬を人事院勧告や職員の給料を理由に改正することは不適切であるという意見が多数でした。これに対して今回の改正条例案というのは、議員報酬直接ではないにしても、議員の期末手当を人事院勧告に従って職員給料を改正するのに準じて、議員の期末手当も改正すると理解してよろしいのですよね。確認をさせていただきます。</p> <p>今回の改正案につきましては、議員報酬そのものを改正するものではございません。改正の対象は議員の期末手当に関する率であり、当市においては職員の期末、勤勉手当の率と同等とする運用を行っております。この背景には、地方自治法第 203 条の規定に基づき、議員の報酬、費用弁償及び期末手当を条例で定めることが求められるという法的な根拠があります。従いまして今回の改正は、人事院勧告そのものを理由に議員報酬を改定する内容ではなく、議員の期末手当の率を職員の期末、勤勉手当と整合性のあるものとして適切に条例に定めるものでございます。</p>
豊島委員長	<p>質疑のある方はありませんか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 17 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 17 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 18 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>

豊島委員長	<p>質疑を終わります。討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 18 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 18 号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第 19 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
藤川委員	<p>議案の説明では、基金廃止の理由の 1 つとして残高がないという説明を受けております。寄附金をもとに基金を積みできた経緯はあるようですが、市としてこの基金を積み増しするような考えはありませんか。お聞かせください。</p>
スポーツ推進課長	<p>スポーツ振興に役立てることを目的として採納した寄附金をもとに積み立てるため基金を設置したことから、一般財源等から積み増しの実績は現在のところございません。同基金への積み増しにつきましては、財政状況や他の施策や事業との優先度を考慮した上で判断することとなり、現時点においては困難であると考えております。</p>
豊島委員長	<p>質疑のある方はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>ただいま議題となっております議第 19 号、議案書は 84 ページでございますが、羽島市基金条例の一部を改正する条例案について反対の立場から討論をいたします。</p> <p>まず第 1 に本条例案の内容についてです。今議会では、議員提案により羽島市スポーツの推進によるまちづくり条例案が上程されております。しかもこの議案は昨年来から議論が進められてきたものでありまして、その案も野口議員を筆頭に中心となって議会の総意として市側とも協議を</p>

進めながら慎重かつ手順を踏んで進んできたものであります。同じ会期において、スポーツの推進の財政的な裏付けともなり得るスポーツ関係の基金である羽島市スポーツ振興基金を市長提出によって廃止しようとする内容の条例が本条例案であります。

このことは事実上、市当局は議会側がスポーツの推進によるまちづくりを進める意思を有することを明確に認識しながら、当該条例の制定によりまちづくりの機運が高まり、それによって寄附などが基金に対してなされる可能性もないとは言えないにもかかわらず、既存のスポーツ振興基金をまず先に廃止するものであり、政策の整合性の点で疑問を抱かざるを得ません。

したがってこれは事実上の議会軽視であるというほかありません。本来であればなぜ今、基金を廃止しなければならないのか、その関係を丁寧に示し、委員会で十分な質疑を尽くす必要があります。さらに言えば、なぜスポーツの推進によるまちづくりという画期的な事柄を進めようとするまさにそのときにこのような議案をぶつけて来るのか、タイミングは大変奇妙であると言わざるを得ません。議会軽視のように思われるものです。しかし今回の審議過程において、このような事態に関する議論は十分ではなかったと私は考えております。

第2に、委員会における審議のあり方について申し上げます。総務委員会ではいわゆる連絡制によって事前に質問の意思と概要を連絡することが求められております。連絡制そのものは円滑な議事運営のために一定の合理性があるものであると考えます。しかしながらその運用如何によっては委員の質疑の機会を実質的に制約し、委員会本来の審査機能を弱めてしまう危険性も孕んでおります。

今回の議案については、連絡期限が過ぎたタイミングである3月17日に他の議員による本会議における質疑が行われましたが、その内容や執行部の答弁を踏まえた上で自らの点を質すべきかを検討する機会は、委員会質疑連絡期限である3月16日正午より後の17日に議案質疑が実施されたことによって、そもそも存在していませんでした。

本来、総務委員会の各委員においては、他の議員の質疑と答弁を確認した上で自分なりの視点から不足している点や新たに明らかになった問題点を質疑によって掘り下げることが求められるのではないのでしょうか。これは委員会が議会の分身として議案を精査する上で不可欠な職責です。

しかし、議案質疑が始まる前の段階で総務委員会の質疑

連絡期限はすでに終わった後であったことから、私は委員として議案質疑を聞いて質疑を行うかどうかを判断し、連絡を行う機会自体がありませんでした。形式的には連絡期限は守られている、反対討論の機会是与えられているということはできるかもしれませんが。しかし実質的には委員が他の質疑の結果を踏まえて自らの質疑を組み立てるといふ委員会審査において極めて重要なプロセスが確保されていないまま、本条例案は採決の段階まで進んでおります。

このような運営というのは、豊島委員長が悪いということでは全くありませんけれども、効率性を優先するあまりに議会の熟議機能と少数意見の審議権を犠牲にするものであり、二元代表制のもとで議会に託された責任に照らしても看過はできません。

なお、現在の日程からすると、議案の審議がスムーズに進み午前11時までには終了し、その直後に他の日程がない場合は正午までに1時間ありますので、議案質疑を聞いて民生文教委員会の質疑連絡をすることはできますし、産業建設委員会についても翌日の正午までの時間はありますので、多少の猶予は与えられております。それに対して総務委員会の場合は、議案質疑の時点ですでに連絡期限を過ぎた後ですから、そもそも議案質疑を聞いて総務委員会に連絡するということはありえません。

結果的に開催日が後の産業建設委員会においてより審議機会は充実し、一番先の総務委員会は審議が形骸化してしまう恐れがあります。今回の状況で私もよく実感しましたが、それぞれの議案はすべて重要なものです。議案がどの委員会に付託されるかによって審議の内容が充実していくかしていかないかが左右されてしまう構造というのは非常に問題があると考えましたので、この場で指摘しておきます。

羽島市スポーツの推進によるまちづくり条例とその関係の基金の廃止を同一会期で取り扱う以上、本来、その整合性について十分な説明と質疑が行われるべきであります。ところが現実には少なくとも本委員会においてそのような議論の条件は整っていませんでした。

これは議案の中身の是非以前に、説明責任と議会としての自律的な審査機能が十分に果たされていないものであると言わざるを得ないと考えております。

以上の理由から私は本条例案に賛成することはできません。委員各位におかれましても、政策内容との整合と審議手続きの不十分さという点を重く受け止めていただき、本

条例案へ反対していただくことを求めて、反対討論といたします。

藤川委員

私からは議第 19 号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。この関係についてはすでに議案詳細説明会あるいは議案質疑等で市の考え方を聞いております。基金を廃止することになり、その後に仮に寄附があった場合、新たに基金を創設することもあり得るということでもありますし、また、基金を財源の根拠としてスポーツ推進に関する事業を組んでいないことから、基金が仮に廃止されても市の事業に影響はないということです。この点から、基金を廃止しても直ちに影響があるということはないと考えられます。

そして先ほど佐藤委員からあった反対理由の 1 つに、この議事運営の手法について根拠として反対の理由を述べられ討論されましたが、それを理由とされると、この総務委員会にかけられている全ての重要な議案が審議不十分ということで反対にならないければ矛盾するのではないかと。この議案だけなぜ反対なんだということにもなってしまいかねませんので、議会運営のあり方については議会で考えるべきことであり、執行部に反対の理由として突きつけるものではないということもありますので、反対の理由としてはふさわしくないということをお述べさせていただいて、私からは賛成の立場で討論を申し上げます。

近藤委員

先ほど佐藤委員が長く説明されましたけれども、私としてはこのスポーツ振興に関する事業ということで、地元にもバスケット選手やマラソン選手で頑張ってくれている選手がおりまして、やはりそういった基金で、どういう形になるか分かりませんが、基金をもとにして、スポーツ選手の育成というのは一番大事なことだと思います。スポーツ選手の遠征ですとか、優秀な選手になりますと遠征の費用ですとか試合に臨むときの諸経費で多額の費用がかかると。優秀な選手ほどかかるということで、複数人から私も個人的に要望を受けておりまして、羽島市で何とか対応してもらえないかということでしたが、育成の費用はなかなか難しいということが答弁でした。ですので、ぜひともこの基金を残して、これから市民の皆様募金と言いますか、お金を寄附していただくという窓口をぜひ残していただきたいということで、私としては反対の立場で述べさせていただきます。

豊島委員長	ほかにご発言はありませんか。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 19 号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。
	〔挙手多数〕
豊島委員長	挙手多数であります。よって議第 19 号は原案のとおり可決することに決しました。次に、議第 23 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 23 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 23 号は原案のとおり可決することに決しました。次に、議第 24 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
原委員	第 7 条の 2 において、火を使用する設備に新たに簡易サウナ設備について追記されましたが、その背景と経緯についてお聞かせください。
予防課長	近年のサウナブームを背景に、全国的に簡易サウナ設備が普及しています。現行の火災予防条例では簡易サウナ設備を規制することが困難であるため、これを定めるために改正が行われます。
原委員	続きまして第 29 条の 7 において、火災予防の普及促進に新たに感震ブレーカーが追記されておりますが、現在の感

予防課長	<p>震ブレーカーの普及促進の取り組み状況についてお聞かせください。</p> <p>現在、感震ブレーカーの普及促進については、広報はしまや市ホームページ上にて設置推進記事を掲載し、市役所広告表示モニターにて設置推進動画の放映も実施しております。また、市内家電量販店の大型宣伝用モニターにおいても設置推進動画の放映を実施し、普及促進に努めています。</p>
原委員	<p>今回の条例を受けて、今後の感震ブレーカー普及促進に向けた考えについてお聞かせください。</p>
予防課長	<p>今回の条例改正を機に、感震ブレーカーの認知度について現状把握を行うとともに、他市の啓発活動等を参考に効率的な広報活動の確立に努めてまいります。</p>
豊島委員長	<p>ほかにご発言はありませんか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。討論のある方はご発言ください。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。続いて採決を行います。議第 24 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 24 号は原案のとおり可決することに決しました。次に、議第 25 号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>

豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 25 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 25 号は原案のとおり可決することに決しました。次に、発議第 1 号を議題といたします。ここで提案者である野口議員は答弁席にお座りください。</p> <p>〔野口議員、答弁席へ移動〕</p>
豊島委員長	<p>すでに発議者である野口議員からは提案の説明はされておりますので、直ちに質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>総務委員からはありませんが、執行部からの質疑はございませんか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>それでは質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。討論ありませんか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。発議第 1 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。</p>
職員課長	<p>職員課より 1 点訂正を行いたいことがございます。</p>
豊島委員長	<p>許可します。</p>
職員課長	<p>先ほどの委員会質疑の佐藤委員の答弁中、議第 16 号のハ</p>

	<p>ラスメント防止等に関する条例について、質疑に訂正がございしますので、修正させていただきます。質問の1問目にありましたパワハラ防止法との関連の質問に関しまして、「議員活動における職員へのハラスメント防止と対応の仕組みを定めるものです」と回答すべきところ、「議員活動における議員への」と回答してしまいましたので、そこを「職員へ」ということで訂正させていただきます。</p>
豊島委員長	<p>それでは以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。</p>
佐藤委員	<p>1点申し上げたいのですが、先ほど藤川委員から私の名前を挙げて、それは違うのではないかというご発言を頂戴しました。その関係で反論権というか、何か行使はできるのかをお尋ねしたいです。</p>
豊島委員長	<p>ありません。それぞれの議案について全て終わっておりますので。</p>
佐藤委員	<p>分かりました。</p>
豊島委員長	<p>本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。続いて協議会を開催いたしますので、関係者以外の方はご退席いただいて結構です。財務課長の方から報告がありますので、財務課長はお残りください。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部関係部署以外退席〕</p> <p style="text-align: right;">【委員会閉会＝午後3時30分】</p> <p style="text-align: right;">【協議会開会＝午後3時30分】</p>
豊島委員長	<p>続いて協議会を開催いたします。ここで執行部からの報告がありますのでお願いいたします。</p>
財務課長	<p>3月末での専決処分についてです。3月末での補正予算の専決処分について、この場をお借りしましてお願いを申し上げます。令和7年度予算につきまして、今後3月末までに確定いたします地方交付税、譲与税、交付金などに伴</p>

豊島委員長	<p>う補正につきまして、例年どおり3月末日付で専決処分を予定しておりますので、あらかじめお知らせをいたします。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>委員の皆様、ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>ありがとうございました。ご退席いただいて結構です。</p> <p>〔執行部関係部署退席〕</p>
豊島委員長	<p>議員間討議でもお話をしましたが、協議会として再度確認していきたいということで、順番に協議をいたします。まず視察報告書について、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ありがとうございました。それでは視察報告書についてはそのようにさせていただきます。次に2月に実施いたしました意見交換会の総括シートについての協議をさせていただきます。意見交換会で出ました意見を総括シートにまとめさせていただきます。これについてもご覧いただいたと思いますが、何かご意見等ありましたらご発言を願ひます。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>それでは、意見交換会の総括シートについてもこのような形でさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ありがとうございました。次に委員会活動報告書についてご協議をさせていただきます。先ほどの2点を含めて1年間の活動をまとめたもの、これに各委員の意見も付してということで、ご覧いただいているかと思いますが、委員会活動報告書はこのような形でさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島委員長

ありがとうございました。最後になりますが、例年行っております市長への提言について協議をいたします。視察や意見交換会など1年間委員会で行ってきました活動を踏まえて、市長に総務委員会分として提言したいと思いますので、お手元の提言書のとおりと考えておりますが、これについてもご意見を賜ればと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島委員長

それではこのようにさせていただきたいと思います。なお、この提言につきましても今のところの予定では3月の議会最終日に、日程の都合もありますが正副委員長以下のメンバーで市長にお渡しし、提言をさせていただくということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

さらに合わせて意見交換会の総括シート、視察報告書、委員会活動報告書は、他の委員会とのバランスもありますが、3月中に市のホームページに公開する予定ですので、その点もご理解をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島委員長

ありがとうございました。以上で総務委員会協議会を終了いたします。

【協議会閉会＝午後3時35分】